平成２３年（フ）第８９７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―630号
債務者　吉響電工こと　小村　吉憲
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５３号
広島県福山市北本庄３丁目１番26号
債務者　中島　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４９８号
愛媛県松山市東石井７丁目６番14号
債務者　高平　麻美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７５号
宮城県大崎市鹿島台平渡字上戸下30番地３
債務者　本宮　一弘
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
福島市岡部字大下５　雇用促進住宅岡部宿舎１号棟409号室、住民票上の住所福島県相馬市黒木字北台４番地
債務者　大森　新一
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
栃木県真岡市熊倉町4910番地２　コーポ栗原Ａ棟103号
債務者　熊谷　一敬
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第４５５号
埼玉県深谷市上柴町西６丁目16番地５　竹内ハイツＡ―２号、申立時の住所埼玉県深谷市宿根1333番地５
債務者　千原　邦子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８６号
岐阜県高山市漆垣内町168番地９
債務者　松田　幸司
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
三重県四日市市南坂部町24番地４
債務者　山口　倫子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
三重県四日市市千代田町375番地４
債務者　伊藤恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
三重県桑名市大字星川942番地１
債務者　中尾　芳明
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
三重県四日市市三滝台４丁目８番地１
債務者　梶間　逸子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
三重県四日市市富田栄町80番地３
債務者　樋口　英司
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
兵庫県川西市丸山台２丁目４番地の60
債務者　石川眞理子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９００号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目17番８号キューブＡＭＸ606号、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1695番地　グランドソレーユ103号
債務者　藤森　祥子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９７８号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目15番27号　おぞのパークハイツ101号
債務者　森越日出夫
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８５号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目５番６―616号
債務者　坂越　康弘
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係